

健やかに安心して暮らせるまちづくり

岡崎市老人福祉計画

老人福祉計画・介護保険事業計画

概要版

(平成27年度～平成29年度)



平成27年3月

岡崎市

1 計画の策定について

1 計画の趣旨

少子・高齢化が進行し続ける中、国では、高齢者虐待防止や要介護者に対する医療的ケア、予防、生活支援、地域における高齢者の見守り体制の構築などによって、介護が必要となる状態となっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築の方針を掲げています。

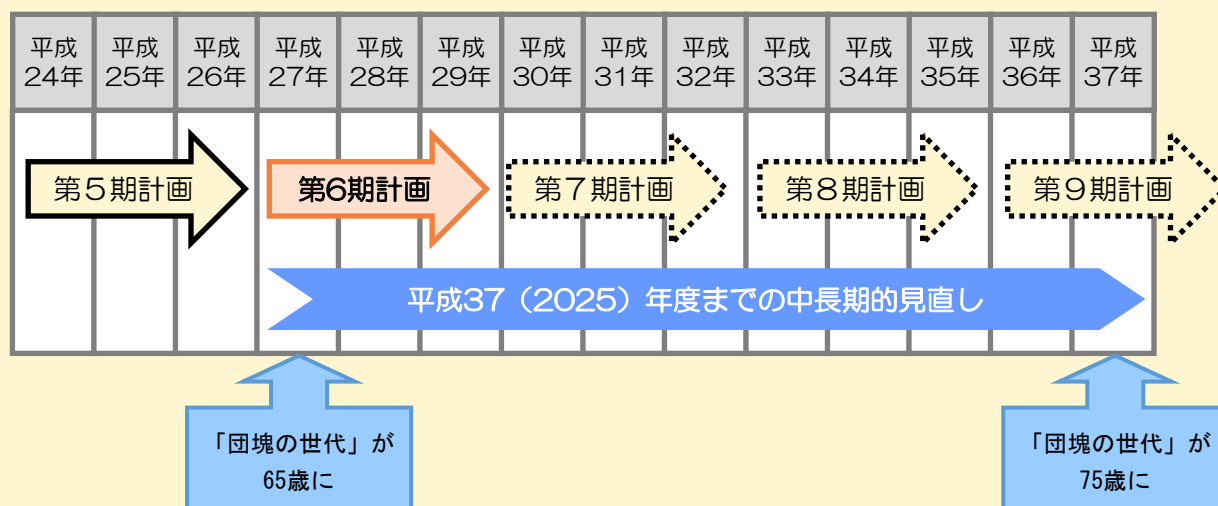
本市においては、団塊の世代がすべて65歳に達する平成27年の高齢者の姿を念頭に置いた目標を立て、地域の特性に応じた高齢者施策の推進、介護保険制度の運営に努めてきました。

こうした中、平成24年3月に策定した「第5期岡崎市老人福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）」の実績を評価するとともに内容を見直すことにより高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、「第6期岡崎市老人福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）」を策定しました。



2 計画の期間

計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間です。現在も進行している高齢化に対応するため、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年度の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げ、3年ごとに計画を策定します。



第6期岡崎市老人福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）

総論

第1章 計画の策定について

- 計画の趣旨や位置づけ
- 計画の期間や構成、策定体制
- 計画の基本理念と施策目標

第2章 高齢者等の現状及び将来予測

- 高齢者の現状
- 介護保険サービス等の現況
- 高齢者の日常生活の状況
- 日常生活圏域について

各論

Ⅰ 老人福祉計画

- 第1章 老人福祉計画の概要と重点テーマ
- 第2章 介護サービス（介護保険事業）
- 第3章 高齢者一般福祉サービス
- 第4章 高齢者の活力を活かしたまちづくりの推進

Ⅱ 介護保険事業計画

- 第1章 介護保険事業の概要と重点テーマ
- 第2章 介護サービス・介護予防サービス
- 第3章 地域支援事業
- 第4章 介護保険事業及び保険料

Ⅲ 計画推進に向けて

- 第1章 計画の推進体制
- 第2章 地域包括ケアの実現に向けて
- 第3章 認知症高齢者への支援
- 第4章 相談・苦情等の対応及び情報提供の強化

概要版では、計画の内容における主要なポイントを簡略化し、分かりやすく掲載しています。



4

計画の基本理念

本計画の上位計画である第6次岡崎市総合計画の基本政策「健やかに安心して暮らせるまちづくり」を地域全体で目指していく姿勢は普遍の考え方であることから、前期計画の基本理念を踏襲し、高齢者福祉の側面から、総合計画の掲げる将来都市像「人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎」の実現を目指します。

将来都市像
(第6次総合計画)

人・水・緑が輝く 活気に満ちた
美しい都市 岡崎

高齢者福祉の側面から

基本理念

健やかに安心して暮らせるまちづくり



5

計画の施策目標

基本理念の実現を目指すための「地域包括ケアシステムの構築」に向け、次の7つの施策目標を掲げ、計画の推進を図ります。

施策目標 1

住み慣れた地域で暮らし続けるための
生活支援の充実

施策目標 2

認知症予防と認知症ケアの推進

施策目標 3

健康長寿を目指した介護予防の充実

施策目標 4

介護サービスの拡充

施策目標 5

在宅医療・介護連携の推進

施策目標 6

高齢者同士の支え合い支援

施策目標 7

総合的な相談・情報提供体制の充実



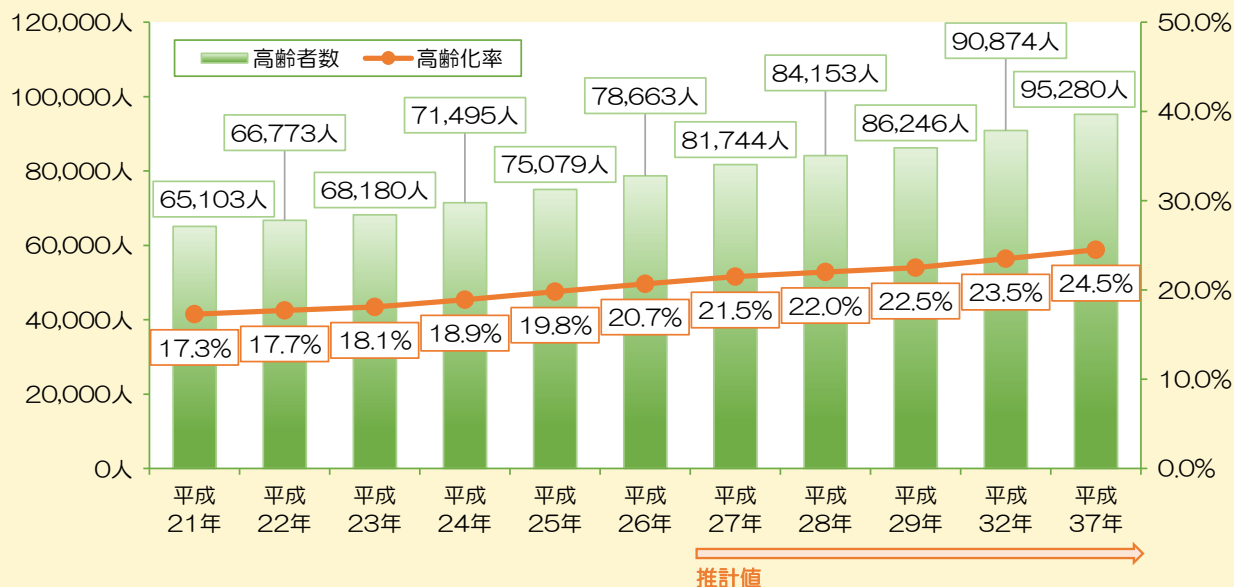
2

高齢者と介護保険認定者の現状と予測

1

高齢者数の推移と予測

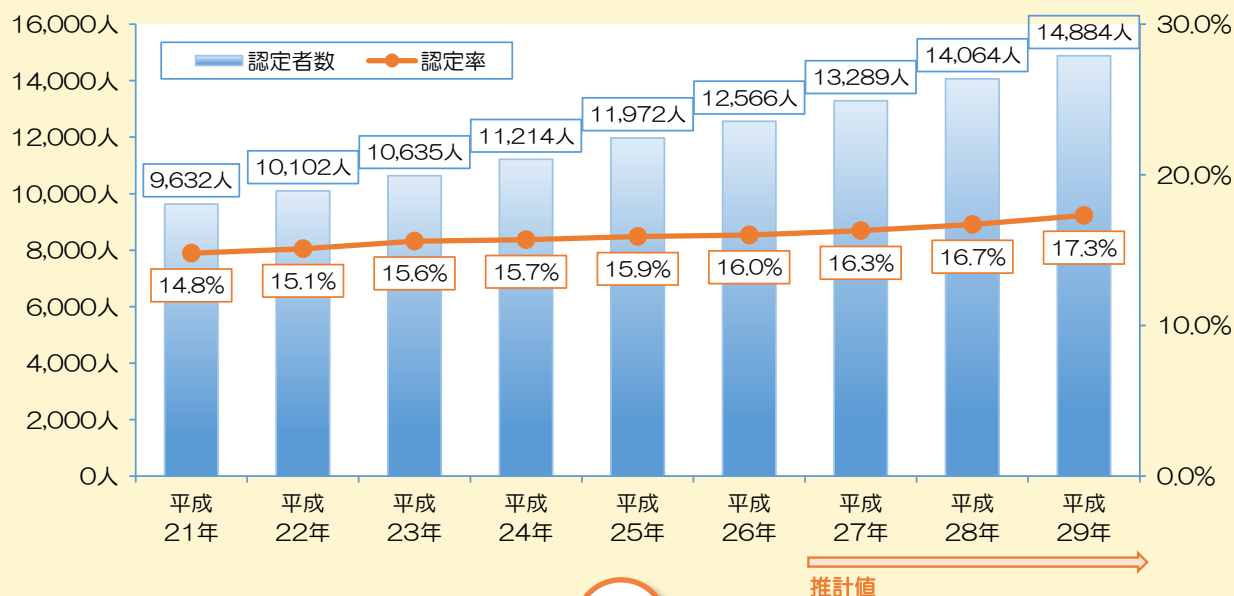
本市の65歳以上の高齢者数は増加を続けており、計画期間の最終年である平成29年には、高齢者数は約86,000人、高齢化率は22.5%程度になると予測されています。



2

介護保険認定者数の推移と予測

本市の介護保険認定者数（第1号被保険者）は、平成26年9月末現在12,566人となっており、65歳以上高齢者の認定率は16.0%となっています。今後も高齢者数の増加に伴って介護保険認定者数（第1号被保険者）は増加すると考えられます。



3

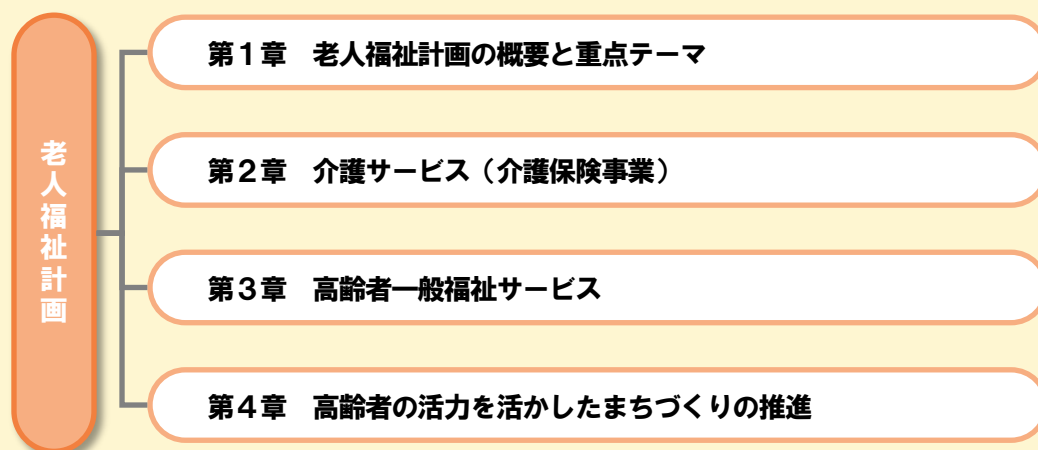
老人福祉計画の概要

1

計画の構成

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画ですが、「介護保険事業計画」と調和のとれた一体的な計画として定めるものとします。

老人福祉計画においては、介護保険事業を補完するための生活の維持、家族負担の軽減などの側面からの支援や、高齢者自身の活力を活かしたまちづくりの推進など、次代のニーズに合った高齢者福祉施策を定め、「豊かな長寿社会」を目指していくものとします。



2

重点テーマ

「老人福祉計画」においては、本計画の施策目標のうち、以下の3つを重点テーマとして位置づけます。

施策目標1

住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援の充実

施策目標6

高齢者同士の支え合い支援

施策目標7

総合的な相談・情報提供体制の充実

ここに挙げた施策目標を達成するための施策を、「老人福祉計画」の中で位置づけます！



3

高齢者一般福祉サービス

1 高齢者安心確保事業

- (1) ひとり暮らし高齢者等に対する日常生活の自立支援
- (2) 高齢者の居住面の安全・安心確保
- (3) 低所得者等に対する生活支援
- (4) 高齢者の権利擁護と虐待防止

2 高齢者介護支援事業

- (1) 家族介護者等の負担軽減
- (2) 高齢者の居住面の安全・安心確保
- (3) 低所得者等に対する生活支援

3 高齢者交流支援事業

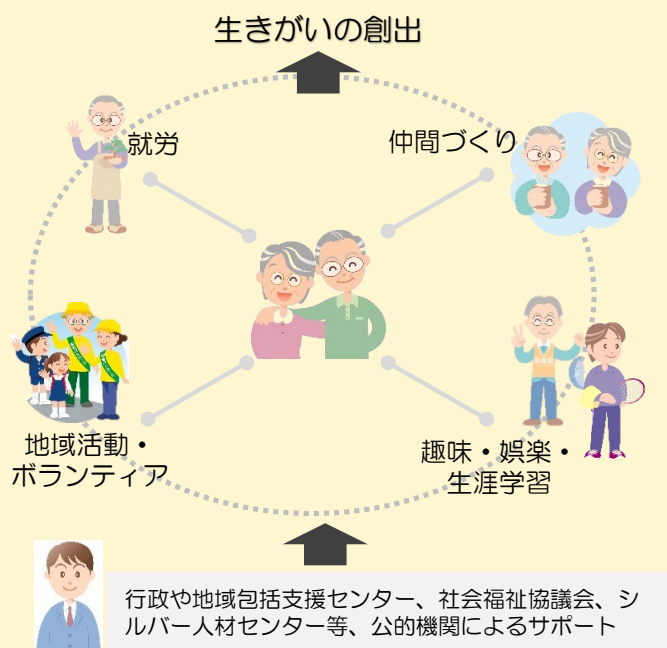
4 高齢者就労支援事業

5 敬老事業

4

高齢者の生きがいがづくり支援

福祉サービス・介護サービスへの期待と需要が年々高まっている状況を見据え、高齢者が“地域の担い手”として、それぞれが持つ経験や技能を活かすことができる場を創出し、高齢者自身の自己実現と、地域ネットワークの醸成、まち全体の活性化に結び付けることができるまちづくりを進めていきます。



4

介護保険事業計画の概要

1

計画の概要

介護保険の保険者である地方公共団体では、介護保険の保険給付を円滑に実施するため、「介護保険事業計画」の策定が義務付けられています。

介護保険事業計画は3年を1期として3年ごとに内容を見直す計画として位置づけられており、本計画は第6期にあたります。また、本計画に基づき、当該市町村の介護保険料も設定されます。

2

重点テーマ

「介護保険事業計画」においては、本計画の施策目標のうち、以下の6つを重点テーマとして位置づけます。

施策目標1

住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援の充実

施策目標2

認知症予防と認知症ケアの推進

施策目標3

健康長寿を目指した介護予防の充実

施策目標4

介護サービスの拡充

施策目標5

在宅医療・介護連携の推進

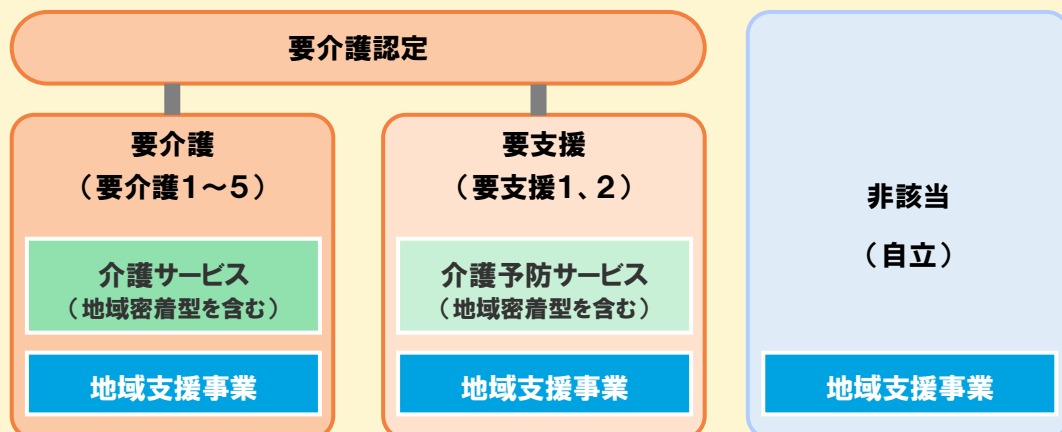
施策目標7

総合的な相談・情報提供体制の充実

3

利用できるサービス

利用できるサービスは、要介護認定の結果により、おおむね下記のとおり分類されます。



□ただし、第2号被保険者（40歳～64歳）の方は、16の特定疾病が原因で要介護認定を受けた方に限られ、事故などが原因の場合は対象となりません。

4 利用者負担

介護保険サービスの利用者負担割合は、制度改正により、合計所得金額に応じて算定されます。

合計所得金額	自己負担割合
160万円未満 (単身で年金収入のみの場合、280万円未満)	1割
160万円以上 (単身で年金収入のみの場合、280万円以上)	2割

※ 合計所得金額が160万円以上の方であっても、同一世帯の他の1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満である場合は、1割負担に据え置かれます。(前年所得が確定する平成27年8月から実施)

5 介護サービス・介護予防サービスの種類

居宅サービス

- ① 訪問介護、介護予防訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護（デイサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）
- ⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑪ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ⑫ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

地域密着型サービス

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑧ 複合型サービス

施設サービス

- ① 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護療養型医療施設

住宅改修 居宅介護支援等

- ・ 居宅介護住宅改修費
- ・ 介護予防住宅改修費
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援

項目	内容	
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた見直し	(1) 在宅医療・介護連携の推進	地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
		医師会等と連携した地域資源の把握、研修、会議
		在宅医療・介護連携支援センターの運営
	(2) 認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員等の設置、認知症ケア向上推進
	(3) 地域ケア会議の充実	ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくりへの取り組み
	(4) 生活支援・介護予防の充実	ネットワーク構築、生活支援コーディネーターの配置
		地域住民による運営の場の充実と地域づくり
	(5) 地域包括支援センターの機能強化	役割に応じた人員体制の強化
2 サービスの重点化・効率化	(1) 介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行	平成29年4月までに介護予防給付の内、「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」を介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）に移行
		新総合事業においては、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施
		単価及び利用料は市町村が設定
	(2) 特別養護老人ホームの中重度者への重点化	原則、入所を要介護3以上に限定、要介護1・2であっても、やむを得ない事情の場合は市町村の適切な関与のもとで入所を認める
3 費用負担の公平化	(1) 低所得者の第1号保険料の軽減強化	従来の軽減処置に加え別枠で公費により住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
	(2) 一定以上所得者の利用者負担の見直し	平成27年8月に一定以上所得のある第1号被保険者の利用者負担を2割に引き上げ
	(3) 補足給付の見直し（資産等の勘案）	低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加
4 その他	(1) 在宅サービスの見直し	平成28年4月に小規模な通所介護を地域密着型サービスに位置付け
		事業者の事前登録（住宅改修）
	(2) 施設サービス等の見直し	サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする
		住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービスの利用を可能にする
	(3) 介護サービス情報公開制度の見直し	法定外の宿泊サービス（お泊りデイサービス）の情報公表

7

施設整備計画

事業者の参入意欲や、大きめにとらえた圏域を基本として、施設サービス種類等のバランスを考慮し、平成27年度から29年度までの計画として、以下のように施設の確保に努めます。

	第6期計画期間									計
	日常生活圏域								全域	
	本庁	岡崎	大平	東部	額田	岩津	矢作	六ツ美		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画なし									0
介護老人保健施設	市内全域								H27～29 100	－ 100床
介護療養型医療施設	経過措置終了により該当施設と調整									0
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型 特別養護老人ホーム)	H27	H28～29			H28～29				5ヵ所	
	29	58			58				145床	
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	H27	H28～29			H29				4ヵ所	
	18	36			18				72床	
介護専用型 特定施設 入居者生活介護	計画なし									0
混合型 特定施設 入居者生活介護	市内全域								H27～29 80	－ 80床
	市内全域								H27～29 29	1ヵ所 29床
整備計画数 (計)	2	4			3			－	－	
	47	94			76			209	426床	
既存整備数	13	9	6	5	2	6	8	5	－	54ヵ所
	709	406	405	388	98	295	287	123	－	2,711床
H29年度末計	24	17			22			－	63ヵ所	
	1,162	985			781			209	3,137床	

地域支援事業は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するために実施する事業です。

このうち「包括的支援事業」は、これまで地域包括支援センターの事業として実施していましたが、平成27年度からは、在宅医療と介護の連携や認知症施策等を充実させる地域包括ケア推進のための事業も含まれることになります。

また、平成29年度から、介護予防給付の訪問介護、通所介護と地域支援事業の通所型介護予防事業を「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」に移行して実施します。

必須事業

介護予防事業

- ①二次予防事業の対象者把握事業
- ②二次予防事業（通所型介護予防事業）
- ③一次予防事業（介護予防の普及啓発）
- ④一次予防事業（地域の介護予防活動の支援）

包括的支援事業

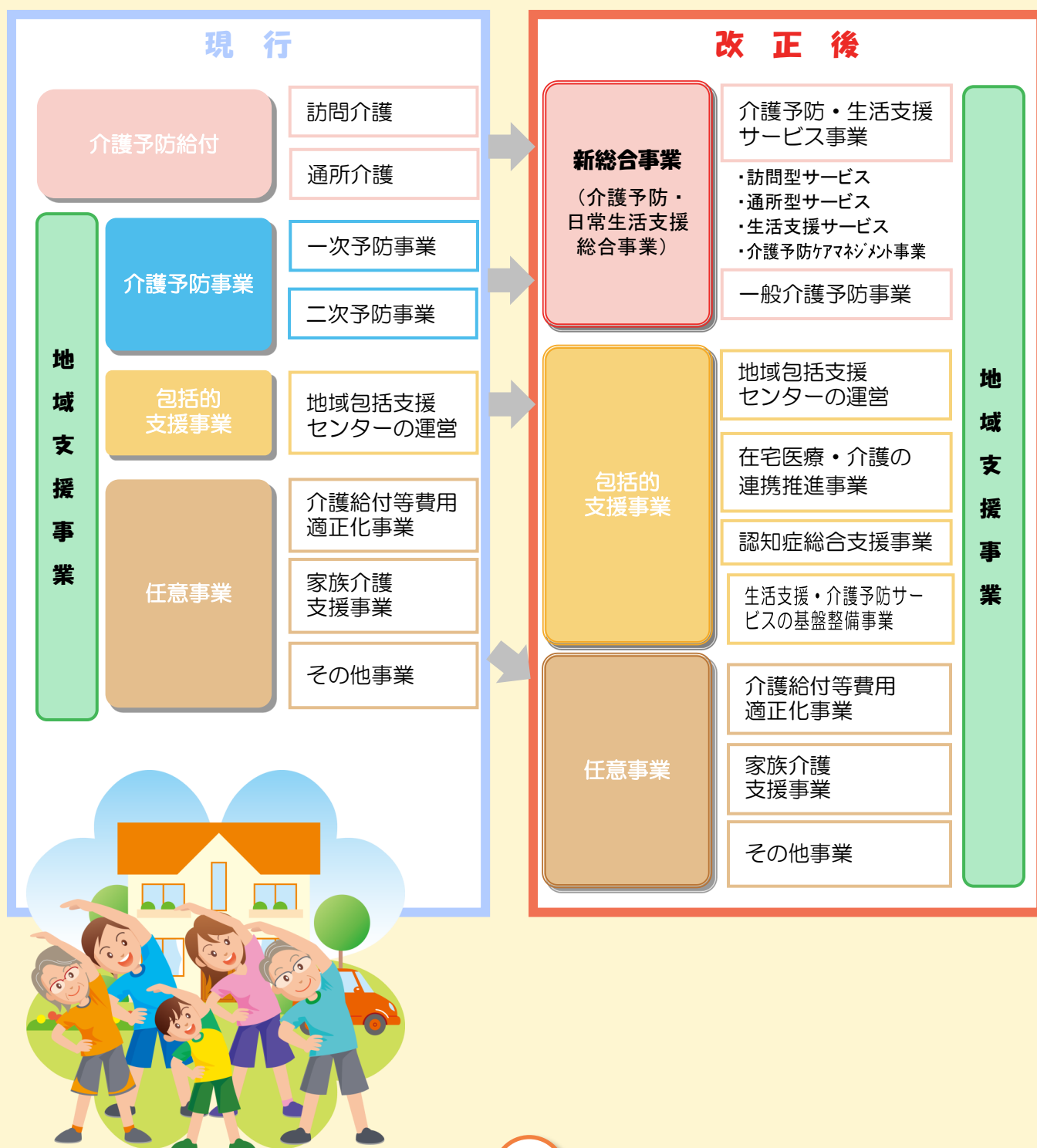
- ①介護予防ケアマネジメント事業（介護予防事業などのマネジメント）
- ②総合相談・支援事業
- ③虐待防止・早期発見、権利擁護のための必要な援助を行う事業
- ④包括的、継続的マネジメント事業
- ⑤地域包括ケア推進のための事業（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備）

任意事業

市の任意事業

- ①介護給付等費用適正化事業
- ②介護相談員派遣事業
- ③住宅改修理由書作成支援事業
- ④家族介護支援事業
- ⑤認知症高齢者見守り事業
- ⑥家族介護用品給付事業

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）は、要支援者・二次予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施する事業です。既存の事業所だけでなく、ボランティアやNPOも介護予防・生活支援の活動に参画し、多様なサービスを市民の方に提供することを目指します。



第6期計画期間における給付費や地域支援事業費等を含めた介護保険事業費の3年間の合計額は、約649億円となる見込みです。

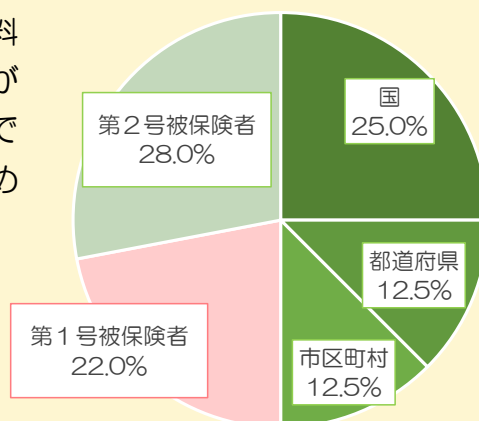
単位：千円

	H27	H28	H29	合計
総給付費	18,624,638	20,008,841	21,009,339	59,642,818
特定入所者介護サービス等給付費	690,858	731,619	774,785	2,197,262
高額介護サービス費	304,345	336,606	372,286	1,013,237
高額医療合算介護サービス費	44,095	44,448	44,803	133,346
審査支払手数料	13,398	14,336	15,339	43,073
計	19,677,334	21,135,850	22,216,552	63,029,736
地域支援事業費	405,692	523,575	985,684	1,914,951
合計	20,083,026	21,659,425	23,202,236	64,944,687

第1号被保険者（65歳以上高齢者）の保険料は、介護保険事業費総額のうち第1号被保険者が負担する額（22%相当額）を第1号被保険者数で割って算定した「基準額」に、所得に応じて定める負担率を乗じて算定します。

第6期計画期間（平成27～29年度）の介護保険料

基準額	月額	年額
	4,770円	57,240円



所得段階	所得区分	負担率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人年金収入等が80万円以下	0.45 (0.30)	2,147円 (1,431円)	25,758円 (17,172円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下	0.70 (0.50)	3,339円 (2,385円)	40,068円 (28,620円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が120万円を超える	0.70	3,339円	40,068円
第4段階	本人が市民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下	0.90	4,293円	51,516円
第5段階	本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない	1.00	4,770円	57,240円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円未満	1.05	5,009円	60,102円

表はP14へつづく

所得段階	所得区分	負担率	月額	年額
第7段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.10	5,247円	62,964円
第8段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.25	5,963円	71,550円
第9段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.50	7,155円	85,860円
第10段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.70	8,109円	97,308円
第11段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.85	8,825円	105,894円
第12段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.90	9,063円	108,756円
第13段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	1.95	9,302円	111,618円
第14段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上	2.00	9,540円	114,480円

※（ ）の負担率及び金額は平成29年度から適用される予定です。

5 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を適切に推進していくためには、PDCAサイクルにもとづき、各検討会議にて事業の定期的な評価・見直しを行い、適切に進捗管理をしていきます。

また、個々の事業についても、市担当課において毎年事務事業評価を行い、改善・改革を図ります。事業の評価結果は公表し、市政への理解や共通認識を深めていきます。

2 指導・監査体制の強化と人材育成

介護サービス事業者の指定業務について、適切な指定・指導を通じて、介護職員等の資質向上を図り、より質の高い介護サービスの提供と介護の現場を担う人材の育成に努めます。

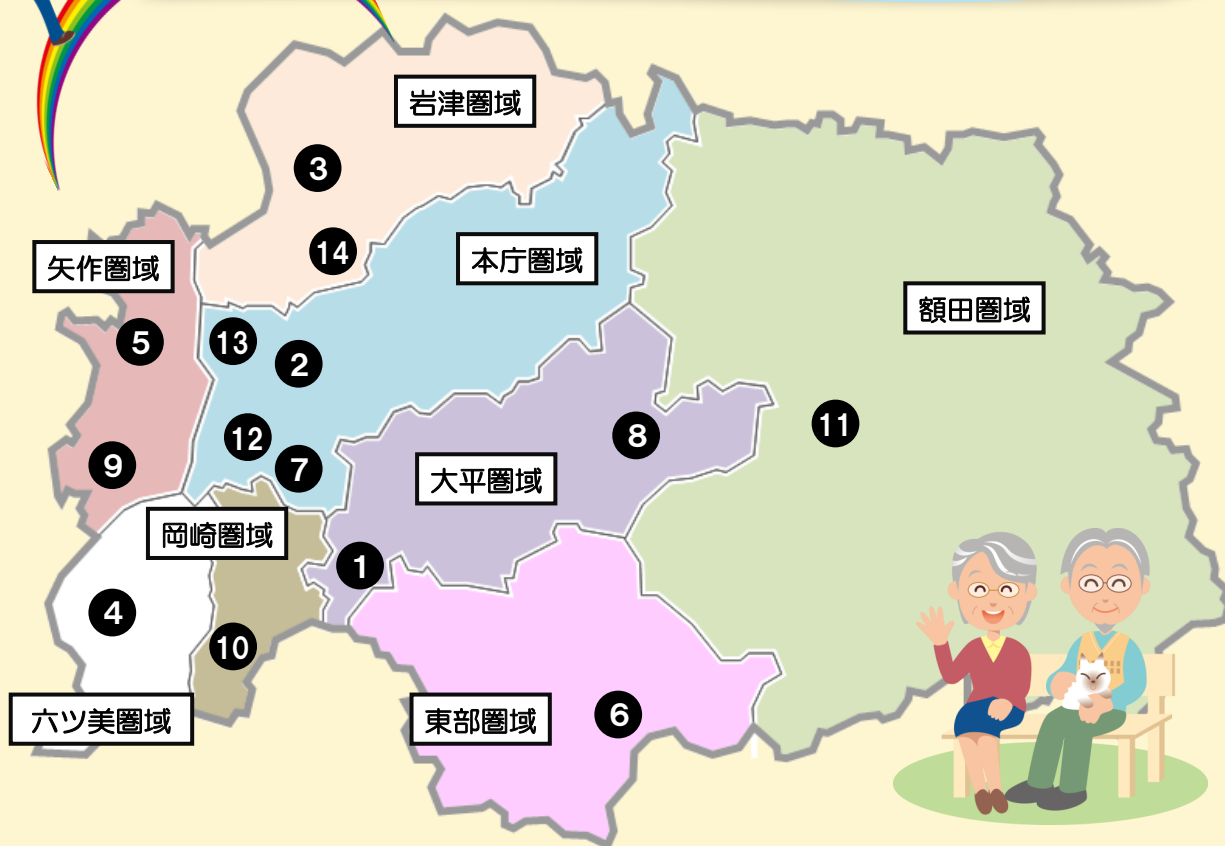
3 地域包括ケアの実現に向けた方向性

岡崎市版地域包括ケアの実現に向けて、「地域ケア会議」など多職種からなる会議における検討や、地域包括支援センターを中心とした医療・介護・福祉等の連携、地域住民を主体とした自主的な取り組みの支援などを推進していきます。





地域包括支援センターマップ



	地域包括支援センター	担当区域	所在地	連絡先
①	高年者センター岡崎	美合、緑丘、小豆坂	美合町	0564-55-8399
②	中央地域福祉センター	梅園、根石	梅園町	0564-25-3199
③	北部地域福祉センター	細川、奥殿、恵田、岩津	岩津町	0564-45-1699
④	南部地域福祉センター	六ツ美北部、六ツ美中部、 六ツ美西部、六ツ美南部、城南	下青野町	0564-43-6299
⑤	西部地域福祉センター	北野、矢作北、矢作西	宇頭町	0564-32-0199
⑥	東部地域福祉センター	本宿、山中、藤川、竜谷	山綱町	0564-48-8099
⑦	竜美	六名、三島、竜美丘	竜美北2丁目	0564-55-0751
⑧	かわいの里	秦梨、生平、男川、常磐、常磐 東、常磐南	秦梨町	0564-47-3333
⑨	やはぎ苑	矢作南、矢作東	上佐々木町	0564-34-2345
⑩	なのはな苑	羽根、岡崎、上地、福岡	福岡町	0564-57-8087
⑪	額田	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山	夏山町	0564-82-4370
⑫	社会福祉協議会	連尺	康生通南	0564-23-1105
⑬	ひな	井田、愛宕、広幡	日名南町	0564-65-8555
⑭	さくら	大門、大樹寺	堂前町	0564-73-3377

岡崎市老人福祉計画
老人福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）
【概要版】

発行 : 岡崎市
 編集 : 岡崎市 福祉部 長寿課
 住所 : 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
 TEL 0564-23-6149 / FAX 0564-23-6520
 発行年月 : 平成27年3月